

大阪教育大学 学校安全計画

～第五版～

2024年3月

国立大学法人大阪教育大学

学校安全計画

学校保健安全法（抄）

第2条（定義）

第二条この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう

第27条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

1. はじめに

本計画は、上記「学校保健安全法」の第27条に定められている事項を踏まえ、学内で実施している学校安全に関する取組及び計画を整理し、従前よりも計画的に学校安全の取組を実施することで大学全体の危機管理体制の強化を図るために策定するものとする。

2. 対象とする取組

本計画においては、柏原キャンパス及び天王寺キャンパスで実施される以下の大学での安全の取組を対象とする。

- (1) 安全点検 : 施設及び設備の（定期・臨時・日常）安全点検
- (2) 体制整備 : 学内の安全に関する組織体制・人員配置の整備、又は安全に関する学外との連携体制の整備
- (3) 設備整備 : 安全に関する設備の整備
- (4) 訓 練 : 安全に関する計画を有事の際に実行に移すための能力を培うための訓練又は適正であるかの点検・確認
- (5) 講習・研修 : 有識者又は担当者から行われる安全に関する指導
(学生においては正課外のもの)
- (6) 安全教育 : 学生を対象とした正課内で行われる安全に関する指導
- (7) 対処要領 : 危険等発生時対処要領を指す。危険等発生時において、学生及び教職員がとるべき具体的な内容及び手順を定めた対処要領に関する取組
- (8) その他 : その他、上記の項目に当てはまらない安全に関する取組

3. 学校安全計画及び年間スケジュール

本計画は、『2. 対象とする取組』で挙げた分類に整理した安全の取組の一覧（学校安全計画）と、年間での実施予定を「安全管理（対人管理・対物管理）」及び「安全教育・研修」に分類、整理した一覧（年間計画）で構成する。

4. 学校安全計画の変更・見直し・改善

本計画に記載している計画について、当該年度内に実施できない事由が発生した場合は、総務部総務課にその旨を報告しなければならない。

また、本計画は、定期的な見直しを行うとともに、事件・事故等が発生した際に、発生原因等に対して、適切な取組が実施されていたかを見直し、必要に応じて計画の改善を行うものとする。

大阪教育大学 学校安全計画

分類	担当	安全計画	具体的な方策(現状含む)
1	安全点検	施設課 大学の施設及び設備の安全点検	建築基準法第12条に基づく点検(9月)、消防法に定められた消防設備点検(9月・3月)、電気設備点検(毎月)、エレベータ点検(毎月)、エスカレータ点検(毎月)を実施している。
2	安全点検	人事課 衛生管理者による職場巡視の実施	国立大学法人大阪教育大学安全衛生管理規程に則り、学長から委嘱を受けた衛生管理者(本学教職員)による職場巡視を、週に1回「職場巡視チェックシート」をもとに実施している。また、職場巡視で確認された事項は、月に1度取りまとめ、産業医の確認を受け、安全衛生委員会で報告を行っている。
3	体制整備	総務課 安全に関する組織体制の整備	国立大学法人大阪教育大学危機管理規程に則り、安全に関する取組について必要に応じて審議・報告を行っている。 【危機管理室】 危機事案及び全学的な危機事案の総合調整等に関する事項の審議・報告を行う。
4	対処要領	総務課 危険等発生時対処要領の策定及び改善	平成30年度に危機管理マニュアルを策定し、研修及び防災訓練を通して発覚した課題を、年に1回の点検時に改善に取り組んでいる。また、危機管理マニュアルの内容に沿って、危機事案別の危機管理個別マニュアルを担当部局において順次整備を進める。その他に、「大地震による被害を想定した事業継続計画(BCP)」も策定し、危機管理マニュアル同様に適宜改善を図る。
5	講習・研修	総務課 BCP研修の実施	教職員を対象に「大地震による被害を想定した事業継続計画(BCP)」の記載事項をもとに研修を行い、教職員の危機意識向上を図る。また、研修を通して発覚した課題等の改善に取り組む。
6	体制整備	総務課 大規模災害発生時における学生及び教職員への安否確認体制の整備	大地震等の大規模災害や危機管理事案等の発生時において、学生、役員及び教職員の安否確認を行なうため、静岡大学とアバンセシステムが共同開発した安否確認システム「ANPIC」の導入・運用を開始する(令和2年4月)。 大阪府もしくは隣接する府県(兵庫・京都・和歌山・三重・奈良)に震度5強以上の地震が発生した場合、自動的に学生、役員及び教職員に安否確認のためのメールは発信され、システム上で自動的に集計される。また、それらの集計結果は、学内外に問わらず担当者が確認できるようになっている。 なお、安否確認システムによる安否報告方法の周知及び回答率の向上を図るために、年に1回安否確認訓練を行う。
7	設備整備	総務課 防災備蓄品の整備・保管	被災時に学生及び教職員が、公共交通機関の不通等を理由に学内に待機することを想定し、備蓄品(飲料水、食料、防寒具、携帯トイレ等)を整備している。今後、一定の人数が待機することとなった場合でも、公共交通機関が復旧するまでの間(約3日間)、供給できる備蓄品を順次整備していく。 また、柏原キャンパスでは、キャンパス内に自動販売機を設置している企業と協定を結び、災害時の際に自動販売機内の在庫商品を活用できる「災害対策用自動販売機」を計7台整備しており、毎年の防災訓練で設置場所や使い方を確認する。
8	体制整備	総務課 大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書の締結	近畿地区的13国立大学法人(大阪教育大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、奈良先端科学技術大学院大学)間で、大規模災害時の物資の提供、教職員の相互派遣を目的とした「大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書」を締結している。 必要に応じて、物資の備蓄状況や災害マニュアル等の情報交換を定期的に行いつつ、災害時には、被災大学に対する迅速かつ確かな緊急支援と復旧支援を行い、被災大学の業務継続の確保と早期復旧を図ることとしている。
9	訓練	総務課 施設課 【柏原キャンパス】防災訓練(避難訓練含む)の実施	年に1回、「大地震による被害を想定した事業継続計画(BCP)」の被害想定をもとに、授業中に大規模地震が発生したことを想定し、当該建物で授業を開講している教職員及び学生も対象とした防災訓練を実施する(10~11月)。 訓練においては、事務職員による災害対策班を立ち上げ、各班の任務に掲げている事項の訓練及び改善を行う。 【訓練内容】 避難訓練・放送訓練・通報訓練・水消火器による消火訓練・危険防護訓練・避難誘導訓練・情報伝達訓練・備蓄品運搬(配付)訓練
10	訓練	学生支援課 国際室 学生宿舎及び留学生宿舎における防災訓練の実施	年に1回、学生宿舎及び留学生宿舎において、当該宿舎に下宿している学生を対象とした地震発生時を想定した防災訓練を行う(10~11月)。近隣の消防署員、消防設備点検業者の指導を踏まえることで、より効果的な訓練となるよう取り組む。 【訓練内容】 避難訓練・放送訓練・通報訓練・水消火栓による消火訓練・避難梯子等の消防設備を活用した訓練
11	講習・研修	総務課 防犯研修(不審者対応)の実施	年に1回、教職員(特に窓口業務担当者)及び生協組合職員(アルバイト学生含む)を対象に、不審者対応をテーマに防犯研修を実施し、不審者対応に関する知識の獲得及び危機意識向上に取り組む。また、各事務室に設置している「さすまた」の使い方についても、実演を行い、有事の際に備える。
12	訓練	天王寺地区総務課 【天王寺キャンパス】防災訓練の実施	大地震を始めとする大規模災害の発生に備えて、初期消火訓練を通じた危機管理意識の向上、放送設備の点検及びデモンストレーション、緊急車両要請に係る通報訓練、有事の際の自衛消防隊及び災害対策班のマニュアルの見直し・改善に取り組む。
13	訓練	施設課 国際室 職員宿舎及び山本国際学生宿舎における防災訓練の実施	年に1回、職員宿舎及び山本国際学生宿舎において、当該宿舎に下宿している職員・学生を対象とした火災発生時を想定した防災訓練を行う(11月頃)。近隣の消防署員の指導を踏まえることで、より効果的な訓練となるよう取り組む。 【訓練内容】 避難訓練・通報訓練・水消火器による消火訓練
14	設備整備	総務課 自動体外式除細動器(AED)の設置	AEDは、当該設置場所に看板及びステッカー等で表示するほか、入学生に配付する「学生生活案内」やホームページにAEDの設置場所を明示した防災マップを掲載している。 【点検・更新】 警備員巡回時に、AEDが正常に作動しているかの点検を行うとともに、電気パッド、バッテリー等の消耗品並びにAED本体の使用期限を把握し、有事の際に活用できるよう計画的な更新を図る。加えて、気候や設置場所の状況により、バッテリー等の消耗が激しく、期限よりも早く使用できなくなることもあるため、大学共通テスト実施前に、バッテリーの消耗具合等の点検を行う。
15	講習・研修	総務課 教務課 自動体外式除細動器(AED)を活用した応急手当普通救命講習の実施	半期で3~4回程度、教員免許を取得予定の学生並びに有志の学生・教職員を対象に、「応急手当普及員講習」を受講した教職員を講師として、AEDトレーナーを活用した「応急手当普通救命講習」を実施する。また、受講者に対しては、受講後に消防署発行の資格証を配付する。
16	講習・研修	総務課 自動体外式除細動器(AED)を活用した応急手当普及員講習の実施	1年に2回、有志の教職員を対象に、近隣の消防署員(消防士)を講師として、AEDトレーナーを活用した「応急手当普及員講習」を実施する。また、受講者を講師とした「応急手当普通救命講習」も学内で実施する。
17	設備整備	総務課 レスキューベンチの設置	【設置】 レスキューベンチは、一部のAEDを設置している場所付近に設置し、使い方や設置場所を明示した看板を表示するほか、ホームページにも同様の掲示物を掲載している。 【訓練】 有事の際に活用できるようにするため、柏原キャンパスの防災訓練において、常時設置しているレスキューベンチを担架として活用し、負傷者(人形)の搬送訓練を行う。 【点検】 部活動での熱中症等の傷病者の発生が多くなる夏季に入る前に、設置しているレスキューベンチの点検を行う。
18	体制整備	施設課 財務課 警備員(夜間警備含む)の配置	夜間警備を含む24時間警備体制を取っており、日々の定例報告を施設課に行い、問題等が見受けられた場合は、施設課より所管している課室に情報提供が行われ適対応を図るようにする。 天王寺キャンパスにおいては、キャンパスの出入口に常時立哨し、入構者に身分証の提示を徹底させ、部外者等の不必要な入構を取り締まる。
19	設備整備	総務課 各設置課室 防犯カメラの設置	キャンパスの出入口及び各棟の出入口付近に防犯カメラを設置し、設置場所付近には「防犯カメラにより撮影中」であることを示すステッカーを掲示し、盗難等を抑制している。また、設置している防犯カメラについては定期的に点検を行い、全学的に更新計画を策定し8年程度を目途にオーバーホールもしくは更新を行い、管理の適正化を図る。 盗難等の異常事態が発生した際は、「国立大学法人大阪教育大学防犯カメラの管理・運用規程」に則り、カメラごとの担当者(担当部局)により記録画像を確認及び必要に応じて適正な機関に提供する等、当該事案に対応できる体制を整備している。
20	講習・研修	学生支援課 学生への「安全講習会」の実施	年に1回、車・バイク等による通学を予定している学生を対象に、警察署職員による「安全講習会」を実施する(4月下旬~5月中旬)。
21	講習・研修	教務課 教育実習事前ガイダンスにおける学校安全に関する指導	年に1回、教育実習に参加する学生を対象に「教育実習事前ガイダンス」を実施し、その中で学校安全に関する事項を取り扱い、学校現場において必要な安全に関する資質・能力を身につける。
22	講習・研修	学生支援課 保健センター 熱中症予防に関する講習	年に1回、保健センターと協力し、体育会系の団体に所属している1回生とマネージャーを対象に「熱中症予防に関する講習」を実施している(6月)。
23	講習・研修	学生支援課 通報連絡(救急車)に関する説明	年に2回行う「学生団体全体会議」において、課外活動中の怪我等の対応で救急車を呼ぶ際の諸注意の説明を行い、有事の際に備える(4月・9月)。
24	訓練	学術連携課 動物実験等に関する教育・訓練の実施	「大阪教育大学動物実験等の実施に関する規程」「大阪教育大学遺伝子組換え実験安全規程」「大阪教育大学放射線障害予防規程」に則り、年に各1回、動物実験等を行う教職員を対象に安全確保の観点を含めた教育・訓練を実施する。
25	講習・研修	国際室 「海外留学危機管理セミナー」の実施	留学生活に限らず、海外渡航時のリスクマネジメントをテーマに「海外留学危機管理セミナー」を年1回実施及び動画視聴を行い、渡航者の危機管理意識啓発に努める。
26	体制整備	国際室 学生の海外派遣時の危機管理体制の整備	夏季及び春季の長期休暇に実施するグローバルセンター主催短期海外研修及び交換留学に係る緊急連絡網作成・関係者間の危機管理体制の共有等、危機管理体制を整備し、有事の際に備える。
27	安全教育	教務課 学部学生必修の「学校安全」の授業の開講	学部学生を対象に「学校安全」の授業を開講(必修)し、学校安全や学校危機管理についての基本的事項について理解させ、さらに、危機管理(リスク・マネジメント)能力についての基本的な姿勢を身に付けるよう取り組む。
28	安全教育	総務課 附属学校課 「学校安全の日」事業(事件を語り伝える事業)の実施	学校安全の日(6月8日)または直前の授業において、平成13年に起きた「附属池田小学校事件」を振り返り、学校安全について学ぶ機会を設けるとともに、教職員と学生が一体となって学校安全への決意を新たにし、深刻化する学校安全の課題に先導的な役割を果たし続けていくための素養を育む。
29	安全教育	総務課 附属学校課 「学校安全の日」事業(校舎見学及び特別講演)の実施	学部学生対象の授業「学校安全」の受講生を対象に、6月と2月に附属池田小学校において、特別講演及び校舎見学を通して、受講生が教育者となったときに、「児童生徒に対して安全で安心な学校づくり」に役立てができるような経験ができる取組を行う。
30	その他	総務課 害獣(イノシシ等)への対応	柏原キャンパス内に出没する、野生動物による人への危害を防止するため、キャンパス各所に捕獲用の檻を設置している。もし檻により捕獲された場合は、柏原市の担当課に連絡を取り、地元の猟友会と協力し処理を行う。 また、キャンパス内の捕獲檻以外でイノシシ等の目撲情報が出た場合は、学内グループウェアでの周知を行い、人への危害が及ぶ可能性が高い場所で目撃された場合は、担当者が現地に急行するとともに、注意喚起を目的とした構内放送を行う。
31	訓練	附属図書館 【柏原本館】防災訓練(避難訓練含む)の実施	大地震をはじめとする大規模災害の発生に備え、避難誘導訓練を中心とした訓練を実施し、危機管理意識の向上、放送設備の点検や危機管理マニュアルの見直し・改善に取り組む。

大阪教育大学 学校安全計画(年間スケジュール)

月	主な行事	安全管理		安全教育・研修
		対人管理	対物管理	
4	入学式 学生定期健康診断 新入生・在学生ガイダンス 新入生歓迎行事	定期健康診断(学生) 役職者メーリングリストの更新 安否確認システム周知と本登録の案内 安全衛生委員会	防災備蓄品の点検① 安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	安全講習会 教育実習事前ガイダンス(学校安全に係る事項) 学生団体全体会議
5	五月祭	定期健康診断(教職員) 安全衛生委員会	安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	
6	教職員定期健康診断 学校安全の日「祈りと誓いの集い」	定期健康診断(教職員) 安全衛生委員会	レスキューベンチの一斉点検 安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	熱中症予防に関する講習 学校安全の日事業(校舎見学及び特別講演)の実施 応急手当普通救命講習(前期)
7		役職者メーリングリストの更新 安全衛生委員会	安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	応急手当普及員講習① 海外留学危機管理セミナー①
8	オープンキャンパス	夏季休暇 (学生)	安全衛生委員会	安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検
9	学位記・修了証書授与式(9月卒業)		安否確認システム周知と本登録の案内 心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック) 安全衛生委員会	BCP研修 安否確認システムによる安否確認訓練 学生団体全体会議 学校安全の日事業(特別講演)の実施
10		役職者メーリングリストの更新 安否確認システム周知と本登録の案内 安全衛生委員会	防災備蓄品の点検② 安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	柏原キャンパス防災訓練 学生宿舎及び留学生宿舎における防災訓練
11	神霊祭(大学祭) 大学入学共通テストを課す・課さない推薦入試	安全衛生委員会	安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	応急手当普通救命講習(後期) 職員宿舎及び山本国際学生宿舎における防災訓練
12		定期健康診断(教職員) 安全衛生委員会	安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	防犯研修
1	大学入学共通テスト	安全衛生委員会	安全衛生委員会 AEDの一斉点検 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検	
2	一般入試(前期日程) 第3年次編入学試験	春季休暇 (学生)	安全衛生委員会	安全衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検
3	一般入試(後期日程) 学位記・修了証書授与式		安全衛生委員会	安全衛生委員会 消防法に定められた消防設備点検 電気設備点検・エレベーター点検・エスカレーター点検

※対人管理：上記の他に、安否確認システム登録者の更新(不定期)、緊急連絡網(部局長・事務局各課室)の更新(人事異動時)も実施する。

※対物管理：上記の他に、AED日常点検(毎日)、衛生管理者による職場巡視(週1回)も実施する。

※安全教育・研修：上記の他に、中央省庁等から通達される自然災害や感染症等の注意喚起の周知(都度)、日々の最高気温や熱中症指数の掲示による熱中症になる危険性等の注意喚起(6月～9月)も実施する。